

行政書士の 業務

Works

行政書士の仕事は、大きく分けて、官公署へ提出する書類、権利義務や事実証明に関する書類を作る「書類作成業務」、「許認可申請の代理」、そしてクライアントからの相談を受けアドバイスをこなす「相談業務」の3つに分類されます。平成26年12月27日施行の行政書士法改正により、特定行政書士制度がスタート。国民と行政のパイプ役を担う法律の専門家として、ますます活躍の場が広がっています。

行政書士の法定業務 行政書士法第1条の2及び第1条の3記載

① 書類作成業務

書類の作成代理人として、法的問題点が起らないよう、予防法務的視野に立って契約書等の作成をしていきます。行政書士は、以下の書類について業務として作成することができます。

- **国や地方公共団体など、官公署に提出する書類**
建設業許可・会社設立・帰化申請・風俗営業許可等
- **事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む)**
内容証明郵便・財務諸表・会計帳簿・風俗営業許可申請時に添付する店の配置図等
- **権利義務に関する書類**
遺言書・遺産分割協議書・示談書、会社の定款等の作成

② 許認可申請の代理

作成した書類を官公署へ提出する手続きについて、依頼主に代理して提出を行う業務です。国民と官公署を結ぶパイプ役として、折衝能力が求められます。

③ 相談業務

行政書士は顧客から依頼された書類作成について相談に応じることが業務として認められています。相談手続きに関する相談といった個人レベルの内容から、企業の経営・法務相談といったコンサルティング業務まで、内容は様々です。現在では、書類を作成しなくても、依頼者に相談料を請求することが可能となっています。最近の行政書士は、書類作成に伴う相談業務を通じて、顧客が抱える問題を法的にアドバイスしたり、新規ビジネスの提案をしたりなど、コンサルティング業をメインとする人も多くなっています。

コンサルティングから書類の作成、そして提出代理まで、その持てる知識をフル活用し、クライアントをトータルサポートしていく。それが行政書士の仕事です。



暮らし
に関する業務

● 遺言・相続

行政書士は「権利義務に関する書類」の一環として、遺言書や遺産分割協議書を作成することができます。またその際、作成する書類に問題点がないか法的視野からアドバイスする事もできます。

● 契約書

会社が様々な営業活動をする際に他社と結ぶような契約書のほか、お金の貸し借り(金銭消費貸借契約)・住居用に家を借りる(賃貸借)など、様々な契約書を作成することができます。

● 民事法務

特定商取引法などで定めのあるクーリングオフ手続きや、交通事故にかかる資料作成など、社会生活で起こりうる法的問題について、書類の作成や代行をすることができます。

● 運輸関連業務

自動車の新規登録や移転登録、車庫証明等の運輸に関する諸手続・許可申請などを行うことができます。

● 国際関係業務

日本国籍の取得を希望する人の帰化申請について、申請に必要な書類一式の作成などを行うことができます。

● 成年後見

認知症の方など、判断能力が十分でない方をサポートする制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

● 会社設立

会社を設立するには、定款作成のほか、様々な書類の作成・申請が必要になります。行政書士はこの準備段階から相談を受けて関わることができます。

● 雇用関連

出入国管理についての一定の研修を受けた「申請取次行政書士」は、申請人(外国人)本人に代わって、出入国在留管理庁へ申請書などの提出を行うことができます。

● 各種書類作成

内容証明、会計帳簿、実地調査に基づく図面類など事実証明や権利義務に関する書類を作成できます。

● 許認可申請

建設業、運輸業、旅館や飲食店などの開業・変更に必要な許認可申請書類の作成、手続きの代理等ができます。

● 知的財産権

会社の知的所有権を保護するために「著作権登録申請業務」を行います。また逆に他人の著作権を侵害しないようにアドバイスをすることができます。

● コンサルティング

書類作成に伴う相談業務を通じて、依頼者の抱える経営・法務問題に関して、関係諸法令に精通する相談者として、アドバイスをすることができます。

POINT 自分の専門分野をいくつかに絞り、その分野の専門家として活躍している行政書士が多いようです。他の国家資格に比べて、法改正などによって新しい業務分野が生まれやすいのも魅力の一つです。

行政書士の 試験ガイド

License Guide

受験の申込みに関するお手続きの際は、必ずご自身で最新の試験情報をご確認ください。

試験概要 [2020年度例]

試験日	例年11月第2週の日曜日に実施 ※2020年度は11月8日(日)に実施
試験時間	例年午後1時から午後4時まで
願書配布期間・ 受験申込受付期間	例年7月下旬～8月下旬
受験資格	特になし(どなたでも受験できます)
合格発表	例年試験日の翌年1月下旬に発表 ※2020年度は2021年1月27日(水)に発表

出題形式 [2020年度例]

- 行政書士の業務に関し必要な法令等
択一式(多肢選択式を含む)及び記述式
- 行政書士の業務に関する一般知識等
択一式

※記述式は、40字程度で記述するものが出題されます。
※詳しくは、下の「試験科目概要・出題数(2019年度例)」の表をご覧ください。

試験科目概要・出題数 [2019年度例]

科目	2019年度			配点	計	内容・傾向
	5肢 択一式 (1問4点)	多肢 選択式 (1問8点)	記述式 (1題20点)			
憲法	5	1		28点	46問 [244点]	国家の基本法で、国民の自由、権利の保障、国家組織・運営について定めた法である。
民法	9		2	76点		一般市民同士の法律関係について広く適用される法律で、「財産法」「身分法」の分野からなる。
行政書士の業務に関し必要な法令等	一般的な法理論	3		112点		行政の組織・活動についての法令及び事項。
	行政手続法	3	1			許認可などの行政処分、行政指導、届出に関する手続きについて定めた法律。
	行政不服審査法	3				行政の処分の取消しを求める不服申立等について定めた法律。
	行政事件訴訟法	3	1			行政救済法の一つで、国の不法行為に対する賠償請求等について定めた法律。
	国家賠償法	2				地方公共団体の組織、運営について定めた法律。
地方自治法	3			行政法全般からの融合された出題。		
行政法総合	2	1		20点	商人の法律関係について適用される法律で、商人の活動、会社組織・運営について定めている。(2007年度本試験より会社法含む)	
商法(会社法含む)	5			8点	法律関係・法令用語の基礎知識を問われることが多い。広い範囲から出題される。	
基礎法学	2			12点	14問 [56点]	本文内容把握・空欄補充・並び替えなどの問題が出題されている。
文章理解	3			28点		国際問題、国内情勢、経済、財政等幅広く出題されている。
政治・経済・社会	7			16点		インターネットに関連する内容や個人情報保護法から出題されている。
情報通信・個人情報保護	4					
計	54問 [216点]	3問 [24点]	3問 [60点]	300点	60問	

合格基準 [2020年度例]

下記の要件のいずれも満たした受験生が合格
(注)合格基準については、問題の難易度を評価し、補正的措置が加わることもあります。

行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、満点の50%以上である者	行政書士の業務に関する一般知識等科目の得点が、満点の40%以上である者	試験全体の得点が、満点の60%以上である者
法令等の得点が、244点中50%にあたる122点以上であること	一般知識等の得点が、56点中40%にあたる24点以上であること	試験全体の得点が、300点中60%にあたる180点以上であること

法令等 50%以上 + 一般知識等 40%以上 + 法令等と一般知識等の総合 60%以上

POINT 一般知識等の得点が24点(6問)以上+試験全体の得点が180点以上(6割) =合格(絶対評価)

受験者数・合格者数・合格率



試験に関するお問い合わせ 一般財団法人 行政書士試験研究センター

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
TEL:03-3263-7700(試験専用) https://gyosei-shiken.or.jp/